

全建労発第38号

平成25年9月9日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 浅 沼 健 一

(公印省略)

「洗浄又は払拭の業務等において事業者が講ずべき
化学物質のばく露防止対策」の改正等について

時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より標記の改正等について、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機または金属の洗浄又は払拭の業務を行うあらゆる業種の事業所に対し、化学物質のばく露防止対策を講ずるよう、貴協会傘下会員企業に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。

以上